

道路法上の「道路の付属物」の取扱いについて

平成 13 年 3 月 23 日

鳥取県土木部建築課

平成 27 年 2 月 10 日改正

鳥取県生活環境部くらしの安心局住まいまちづくり課

【取扱い】

道路法第 2 条第 2 項で規定されている「道路の付属物」は、原則として道路の一部と扱い、建築物としては扱わないこととする。

※建築確認申請及び建築基準法第 44 条第 1 項第 2 号の許可は不要とします。

《建築物として扱わない「道路の付属物」の例》

- ・料金徴収所
- ・補修用材料置場
- ・道路管理用車庫
- ・バス停に設けられる待合所又はベンチの上屋（小規模で通行上支障のないものに限る）
- ・アーケード、屋根付歩道橋等で道路管理者が道路の通行の利便性向上等の目的で設けるもの

※他にも料金精算所、材料倉庫、洗車場、変電所、待機所、換気機械室及び管理事務所等があるが、上述の道路の付属物に比して道路内に設けなければならないという必要性が薄いことから建築物として取り扱い、建築確認申請等の手続きを要するものとする。

参考

〈国通達例規〉昭和 45 年 1 月 29 日住指発第 1550 号「道路附属物等の取扱い」